

関係各学校長 様

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫（公印省略）

令和8年度埼玉県高等学校等奨学金の年度途中での申請（家計急変等募集）について（依頼）

本県の教育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、埼玉県高等学校等奨学金の令和8年度当初募集及び追加募集は終了しておりますが、家計の急変により経済的な理由で修学が困難になった方等については、随時申請を受け付けます。

つきましては、対象となる生徒に対して、家計急変等募集の御案内をいただくとともに、希望する生徒がいる場合は、速やかに下記担当まで直接相談するようお伝えください。

なお、申請者が多数の場合は、基準を満たしていても貸与資格認定が受けられない場合があります。

記

1 対象者

令和8年度中学校3年生募集、令和8年度当初募集又は令和8年度追加募集で貸与資格認定を受けていない者で、以下（1）～（3）のいずれかに該当する者

（1）令和8年1月以降に家計の急変*で修学が困難になった者

* 家計急変の例

- ・保護者の死亡、離別等により収入が減少した者
- ・保護者の失職、退職、転職等により収入が減少した者

（2）令和8年9月以降に入学時期が定められている者（転編入者を除く）

（3）令和8年9月以降に保護者等が埼玉県に転居した者

※ 今年度すでに本奨学金制度の貸与資格を認定されている方は対象外です。

2 申請までの流れ

- ① 申請者本人が財務課まで問合せを行う。（財務課にて家計急変等事由に該当するか確認）
- ② 家計急変等事由に該当する場合、財務課が学校へ申請に係る資料等を送付する。
※締切間近の場合や本人の希望により、直接ご自宅に送付する場合があります。
- ③ 学校が申請者本人へ申請に係る資料等を配付する。
- ④ 申請者本人が財務課に申請書類を提出する。

<令和9年2月26日(金)締切>

※ 家計急変等の後、提出期限内であれば随時申請することができます。

3 貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和8年10月から令和9年3月までの6か月間又は令和8年4月から令和9年3月までの12か月間です。申請事由により貸与期間が異なります。

○ 家計急変募集の詳細（埼玉県教育委員会HP）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/t2204/j-s/gen-boshuu.html>

問い合わせ先

埼玉県教育局教育総務部財務課

授業料・奨学金担当 勝沼

電話：048-830-6652

令和8年度埼玉県高等学校等奨学金事務処理要領

◇ ◆ 家計急変等申請用 ◆ ◇

- 本奨学金制度では、令和8年1月以降に、保護者の死亡、失職、退職、転職、離別等により収入が減少した者(家計急変)、令和8年9月以降に高等学校等へ入学(転編入を除く)した者(秋入学)及び令和8年9月以降に保護者等が埼玉県に転居した者(転居者)を対象に、奨学生を随時募集します。

1 制度の趣旨

この制度は、高等学校等に在学する生徒のうち、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒を対象として、奨学金を貸与する制度です。

2 埼玉県高等学校等奨学金制度の仕組み

申請者(生徒)の申請及び学校長の推薦に基づき、県で審査を行います。貸与資格が認定された申請者は、埼玉りそな銀行と契約を結び、奨学金の貸与を受けます。貸与を受けた奨学金は、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。

3 奨学生の募集時期について

毎年4月に奨学生の募集を行います(当初募集)。

ただし、当初募集期間以外であっても、保護者の死亡、失職、退職、転職、離別等により収入が減少した者(家計急変)等を対象として、奨学生の募集を随時行います。

4 家計急変申請の対象となる生徒について

以下の(1)～(3)の全ての要件に該当し、且つ令和8年1月以降に家計の急変等で修学が困難になった方が対象です。なお、今年度すでに本奨学金制度の貸与資格認定を受けている方は対象外です。

- | |
|--|
| (1) 高等学校等に在学すること
(2) 保護者が埼玉県内に居住していること
(3) 品行方正であって、学習意欲があり(注1)、経済的理由により修学が困難(注2)であること |
|--|

(注1) 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

(注2) 世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が別に定める基準額以下である必要があります。ただし、令和8年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が所得基準を超えている場合であっても、家計急変の事情を証明する書類に基づき、県にて再計算のうえ審査を行います。

5 秋入学申請の対象となる生徒について

上記4(1)～(3)の全ての要件に該当し、且つ令和8年9月以降に入学時期が定められている方(転編入者を除く。)が対象です。

6 転居に伴う申請の対象となる生徒について

上記4(1)～(3)の全ての要件に該当し、且つ令和8年9月以降に保護者等が他の都道府県から埼玉県へ転居してきた方が対象です。

7 申請手続の流れ

(1) 家計急変等募集の希望者がいる場合、財務課まで直接相談するよう御案内ください。

《該当する事由等》

- 家計急変の事由（保護者の死亡、失職、退職、転職、離別等）
- 令和8年9月以降の入学
- 令和8年9月以降の転居

(2) 問合せの結果、対象者に該当する場合、申請書類一式を学校へ送付しますので、申請者へお渡しください。

(3) 申請者から県へ申請書類等が提出されましたら、推薦調書作成依頼を学校へ送付いたします。作成後、財務課へ提出してください。

(4) 認定結果は、申請者から県へ申請書類の提出があった日から概ね1か月程度で、申請者へ通知する予定です。

※ 令和9年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

8 提出期限 令和9年2月26日（金）（必着）

※ 家計急変等の後、提出期限内であれば随時申請することができます。

9 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-830-6652

10 奨学金の貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和8年10月から令和9年3月までの6か月間又は令和8年4月から令和9年3月までの12か月間です。申請事由により貸与期間が異なります。

11 その他

- 申請者が休学・退学等した場合など、奨学生の要件を満たさなくなった場合には、貸与資格が取り消されます。速やかに担当まで御連絡ください。